

19 世紀ドイツの鉱山製錬会社の利益計算

——ドイツ初期 114 鉱山製錬株式会社定款
を利用した初期会計実務の研究——

川 端 保 至

- I まえがき
- II 1843 年プロイセン株式会社法成立までの定款の利益計算規定
- III 1843 年プロイセン株式会社法から 1856 年プロイセン株式規則までの定款の利益計算規定
- IV 1856 年株式規則から 1861 年普通ドイツ商法典成立までの定款の利益計算規定
- V 1861 年普通ドイツ商法典成立後 1870 年までの定款の利益計算規定
- VI むすび

I ま え が き

本稿は 1870 年までにドイツで設立された鉱山製錬会社の利益決定実務を株式会社定款並びに決算報告等をもとに研究しようとするものである。目的は、我が国商法が模範としたドイツ商法の計算規定の生成史を調べることによって、あるべき利益計算方式を考えるための手がかりとするためである。19 世紀初期株式会社定款として約 450 定款が利用できる。このうち本稿では稿末「付表 1」に掲載の 114 の鉱山製錬関係の会社定款（定款追加・改正を含む）を調査し、1843 年プロイセン株式会社法（Gesetz über die Aktiengesellschaften vom 9. 11. 1843）、1856 年プロイセン株式規則（Preußisches Aktienregulativ vom 29. 3. 1856, Zirkular-Verfügung wegen der

bei Bestätigung der Statuten von Aktien-Gesellschaften festzuhaltenden allgemeinen Grundsätze vom 29. März 1856) 及び 1861 年普通ドイツ商法典 (Allgemeines Deutsches Handelsgesetz-buch von 1861) の計算規定、並びに鉄道、銀行、保険等他業種の利益計算規定との比較研究を行う。このような比較研究によって、19世紀ドイツの生成期株式会社利益計算方法の実像を知ることができ、ドイツ商法計算規定の成立経緯を知る手がかりが得られると考える。

鉱山製錬会社の営業種類は多種あり、鉱山会社としては鉄鉱、銅、石炭、褐炭等採掘、また製錬会社として鉄製錬、銅製錬、鉛・亜鉛製造等にわかれている。以下 1843 年プロイセン株式会社法、1856 年株式規則、1861 年普通ドイツ商法典を基準に 4 つの時期に分けて順次検討を加えたい。

鉱山製錬会社定款の利益計算規定の特徴の第 1 は「消極財産を控除したのちの積極財産の余剰が利益である」とする「財産法」の利益計算を規定しているものが大半を占めているという点である（収入余剰ないし収益費用差額を利益とする「損益法」の利益計算を規定するものは 9 定款）（第 1 表「鉱山製錬株式会社 114 定款の利益計算規定一覧」参照）。しかも 1856 年株式規則発布以前にも多数の会社が「財産法」の利益計算を規定してお

第 1 表 鉱山製錬株式会社 114 定款の利益計算規定一覧

	1843年プロイセン株式会社法まで	1856年株式規則まで	1861年普通ドイツ商法典成立まで	1870年末まで	計
損益法	1	8	0	0	9
財産法	1	25	42	11	79
利益計算法不明	1	2	7	0	10
計算規定なし	0	4	9	3	16
計	3	39	58	14	114

り、これは鉄道、銀行、保険会社の定款規定と異なっている点である。第2はベルリン取引所新聞に掲載されている決算報告は貸借対照表のみを公示しているものが多いけれども、営業報告書や総会報告の内容を分析すると、実際の配当利益の計算は定款が規定する利益計算方法と異なり収入余剰ないし収益費用差額を利益とする「損益法」で行っているということである。第2点目は他業種にも見られる特徴である。第3点は利益計算に際して収入余剰ないし収益費用差額に採掘済の石炭、鉄、銅、亜鉛等の在庫分の評価額を加えて配当利益を計算している決算報告があるということである。これら特徴に留意しながら以下分析を加えたい。

1843年プロイセン株式会社法成立までに3定款が認可されている。入手定款で最も初期に認可された1838年認可のシュトールベルク冶金会社(Metallurgische Gesellschaft zu Stolberg)の利益計算規定からまず見ていこう¹。

II 1843年プロイセン株式会社法成立 までの定款の利益計算規定

1838年認可シュトールベルク冶金会社は貸借対照表作成及び利益計算²

- 1 メキシコでの鉱山事業を目的にして1824年に設立されたドイツ＝アメリカ鉱山会社(エルバーフェルト)の定款は入手できていない。この会社の1827年発行の取締役会の第2回一般報告書(Zweite Generalbericht der Direktion des deutsch-amerikanischen Bergwerks-Verein in Elberfeld an die Aktien-Inhaber)及び1829年発行の同第3回一般報告書(Zweite Generalbericht der Direktion des deutsch-amerikanischen Bergwerks-Verein in Elberfeld an die Aktien-Inhaber)のみが利用できる(所蔵: Staatsbibliothek zu Berlin (Haus 2))。これらは決算報告書ではなく、投資者向けの増資ないし社債発行の目論見書である。この会社は1830年代初めに倒産した。設立経緯については、Vgl., Sehrt, Otto, Die nieder-rheinischen Aktiengesellschaften unter dem Code de Commerce, Cöln 1912, S. 24-25.
- 2 ゼーアトによればシュトールベルク冶金会社の発起人の大部分はベルギー人であった。会社は石炭、鉄、銅及び亜鉛の鉱山を経営し、これら金属から日用品を製造した。またライラントで石炭燃料を使った最初の高炉を建設し、英国＝ベルギー式の金属加工を導入した。Vgl., Sehrt, Otto, a. a. O., S. 25.

に関して次のように規定している。

1838 年シュトールベルク冶金会社定款第 12 条「毎年 1 月 15 日に会社の帳簿及び計算書を締め切り、貸借対照表を作成する。貸借対照表はそれに続く 2 月 15 日に管理役会（Directorialrath）に対し監査のために提出し、管理役会は貸借対照表を調査し、それに関して総会に報告するために 1 ヶ月を要し、続いて総会が貸借対照表を最終的に確定する。」

同第 13 条「貸借対照表余剰（Bilanz-Überschuss）が、利息を控除した後に、会社の純利益である。」

同第 14 条「純利益からまず 16% を経営のために使い、総会の決議により 10% を準備基金の積み立て又は資本の償還のいずれかのために処分する。」

株式には 5% の利息が付くと同時に配当も受け取る（第 10、11 条³）。株式利息控除後の貸借対照表余剰が会社の純利益である（第 13 条）。貸借対照表は取締役会（Direction）が作成し（第 16 条）、管理役会（Directorialrath）が調査し、総会が確定する（第 12 条）。貸借対照表作成方法の規定も評価規定もない。

収入余剰を会社の純利益と規定しているのは 1840 年ハルデンベルグ炭坑会社（Gesellschaft der Hardenbergschen Kohlenbergwerke）定款である。

1840 年ハルデンベルグ炭坑会社定款第 12 条「支出を超える毎年の収入の余剰が利益であり、利益からまず次のものを控除する：

3 第 10 条「各株式は 100 分の 5 の利息を受け取る。」第 11 条「株式はさらに場合によって配当を受け取る。この場合第 1 回目の配当は 1839 年 7 月 1 日であり、毎年支払う。」

- 1) 準備基金への繰入額,
- 2) 管理役会へ授与する額,

余剰は全部の株式に公平に分配し、配当を形成する。」

同第19条「業務執行取締役は貸借対照表 (Bilanzen) 及び財産目録 (Inventarien) を作成させ、法律の規定する全部の帳簿を記帳させる。……業務執行取締役は……経営の状態に関する報告書を毎月作成し、収入支出並びに現金有高の一覧表を作成する。彼は管理役会に対して自己の行動の顛末報告をなし、総会に対して過年度に実施した経営及び結果を提示する。」

貸借対照表及び財産目録は作成する。しかし配当利益計算の基準は「支出を超える毎年の収入の余剰が利益である」という規定から「損益法」の利益計算は明確である。その他 1842 年パannesハイデ鉱山会社 (Pannesheider=Bergwerks=Verein) 定款は、貸借対照表を作成し (第22条), 「純余剰 (reiner Überschuß) のうち20%を準備基金として留保し……余剰は株主に配当として……支払う」 (第23条) という規定を設けている。純余剰という表現のみで具体的な利益計算方法の規定はない。

これら 1843 年プロイセン株式会社法成立までに認可された3定款の規定から、収入余剰計算を規定しているハルデンベルグ炭坑会社以外の2社は、貸借対照表に言及した利益計算を規定している。とはいえ当時の貸借対照表の内容が、例えば銀行や保険会社会計実務にも見られるように、はたして財産の貸借対照表を考えていたのかどうかは定款規定だけでは分か

4 パンネスハイデ鉱山会社の設立経緯については、Vgl., Sehrt, Otto, a. a. O., S. 24.

5 拙稿「19世紀ドイツの株式銀行の損益計算——76銀行定款の計算規定と損益計算書実務——」『会計』147巻1号, 1995年1月, 44-60頁。同「19世紀ドイツの生成期保険会社の利益計算——102保険会社定款と決算報告の研究——」『社会科学』第57号, 1996年7月, 289-343頁。

らない。この点は実際の決算報告を調査する必要がある。

Ⅲ 1843年プロイセン株式会社法から1856年 プロイセン株式規則までの定款の利益計算規定

1843年プロイセン株式会社法から1856年プロイセン株式規則発布までに認可された定款は全部で39定款（定款追加・改正を含む）である。このうち計算規定のないもの4定款、「損益法」を規定しているもの8定款、「財産法」を規定しているもの25定款、不明のもの2定款である（「表1」参照）。まず「損益法」を規定している8定款の規定から見てみよう。

1851年アリアンツ・シュトールベルク鉱山製鉄所経営匿名会社（Allianz, Anonyme Gesellschaft für Bergbau und Hüttenbetrieb bei Stolberg）は利益計算について次のように規定している。

アリアンツ・シュトールベルク鉱山製鉄所経営匿名会社定款第40条「毎年4月30日付で会社の資産及び未回収金に関する完全な財産目録を作成し、続く3ヶ月内に締め切り、そのために決められた帳簿に記帳する。財産目録では価値を正しく決定するために什器の状態を考慮する。会社の資本に属する不動産、機械及び動産の価値についてのどの程度減価記入するかは管理役会が決定する。」

同第41条「年度支出及び租税を控除した後の年度収入の余剰が純利益である。純利益の確定に際して、建築物、鉱山の鉱脈探査作業（Ausrichtungsarbeiten）のための支出、概して会社の資本資産（Kapitalvermögen）が減少しないようにする目的の支出をどの程度考慮するかは管理役会が毎年決定する。」

第40条では「会社の資本に属する不動産、機械及び動産の価値についての程度減価記入するかは管理役会が毎年決定する」と規定し、財産目録作成時の評価方法を述べている。しかしながら利益の計算は第41条で「年度支出及び租税を控除した後の年度収入の余剰が純利益である」と規定しているように収入余剰計算である。貸借対照表作成で同内容の評価規定をもち、収入余剰計算を規定している定款もある⁶。

さらにこの定款規定は第41条に特徴がある。第41条ではまずすべての支出はいったん利益を減少させるものとして扱う。そののちはじめて管理役会が、当該年度の建築物や鉱脈探査作業のための支出を投資支出と見なすのかどうか、つまり成果中性的に扱うかどうかを決めるとい⁷。類似の規定は1853年コンコルディア・エシュバイラー鉱山製鉄所経営会社 (Concordia, Eschweiler Verein für Bergbau und Hüttenbetrieb) (第38条)、1853年ボン鉱山製錬会社 (Bonner Bergwerks- und Hütten-Verein) (第36条)、1855年フェニックス鉱山・製鉄株式会社 (Phoenix, Aktiengesellschaft für Bergbau und Hüttenbetrieb) (第39条)、1856年ジーク・ライン鉱山製錬株式会社 (Sieg-Rheinischer Bergwerks- und Hütten-Aktienverein) (第37条) 等の定款にもある⁸。

6 1852年認可ライン＝ヴェストファーレン鉱山会社定款第28条「毎年6月30日をもって……会社の積極財産及び消極財産の貸借対照表を作成し、続く2ヶ月内に締め切り、そのために決められている帳簿に記載しなければならない。貸借対照表では、会社の資本に属する不動産、機械、什器その他の動産の価値についてどの程度減価記入すべきかを管理役会が決定する。」第29条「年度支出、租税及び減価記入額を控除したのちの年度収入の余剰が会社の純利益である。」

7 Vgl., Schneider, Dieter, Der Gewinnbegriff vor der Betriebswirtschaftslehre und die Substanzerhaltungsdiskussion heute, in: *ZfbF*, 1976, S. 735.

8 例として2社の規定を引用する。1853年認可ボン鉱山製錬会社定款第36条「管理役会は、貸借対照表上の積極財産にどの程度増加記入 (zuzuschreiben) すべきかを毎年決める。なぜなら、継続する価値をもつ新建築物、機械及び多額の調達物又は設備について、処分及び支出がなされたからである。ならびに不動産、動産及び債権の価値についてどの程度減価記入すべきかを毎年決め

利益計算で「損益法」を規定している定款で、決算報告として貸借対照表及び損益勘定を公表している会社は1855年ザクセン・チューリンゲン褐炭開発株式会社（Sächsisch-Thüringische Aktiengesellschaft für Braunkohlen-Verwerthung）である。

1855年ザクセン・チューリンゲン褐炭開発株式会社定款第38条「株式を保有することによって各人は会社の社員（第4条）となる。会社の社員はそれによって年度決算書から明らかとなる純利益の割合に応じて管理役会が確定する配当に対する権利を獲得し、さらに各人が所有する株式の割合に応じて会社の財産に対する共同所有者となる。」

同第39条「各年度末に取締役会は、会社の所有物、在庫品（Vorräthe）、未回収金及び消極財産に関する完全な財産目録を作成し、特別な帳簿に記入し、管理役会に対して監査及び確定のために提出する。その場合原材料、半製品及び完成品については時価（laufender Wert）で記載し、概して貸借対照表は商人の諸原則に従い（nach kaufmännischen Grundsätzen）作成する。建物及び動産（Inventar）については損耗による価値低下を補填するために適当な割合を管理役会のより詳しい決定に従い毎年減価記入する。鉱山及び泥炭採掘所（Torfstiche）の価値低下は採掘が行われた割合に応じて考慮する。これによって生ずる年度支出を控除したのちの年度収入の余剰は純利益である。但しこのうち後の期間にも続くより大きな価値を持った資産の購入に対する原価は管理役会の判断により数期間に配分しなければならない。」

ゝ る。なぜならそれらは価値減少し、あるいは疑わしいからである。」1852年フェニックス鉱山・製鉄株式会社定款第39条「年度支出及び税金（Lasten）を控除したのちの年度収入の余剰は会社の純利益である。純利益の決定に際しては、建築物や鉱脈探査作業のための支出並びに概して会社の資本資産（Kapitalvermögen）の価値低下が生じないようにするための支出をどの程度考慮すべきかは、取締役会が毎年決定する。」

会社は第21条で述べられている広報によって会社の営業貸借対照表 (Geschäftsbilanz) を毎年公表する義務を有する。」

会社は貸借対照表を「商人の諸原則に従い」作成する。評価方法は各資産につき具体的に規定し、減価記入にも言及している。しかし配当利益の計算方法は「年度支出を控除したのちの年度収入の余剰を純利益」とするという文言に見られるように収入余剰計算である。さらに「後の期間にも続くより大きな価値を持った資産の購入に対する原価は管理役会の判断により数期間に配分しなければならない」という規定に見られるように、いったん支出項目として計上した投資支出を管理役会の判断により数期間に配分し、成果中性的に扱うことになっている。いわば今日の会計学上の「原価配分」である。

「資料1」はザクセン・チューリンゲン褐炭開発株式会社の1856年度の総会報告並びに貸借対照表及び損益計算書である。定款には損益勘定公表規定はないにもかかわらず、損益勘定を公表報告している。「資料1」の「損益勘定」を見ると、鉱山等の利益 (59,270 ターラー)、煉瓦工場の利益 (1,880 ターラー) など1856年度の収益62,041ターラーから、鉱山の価値低下分及び減価記入分 (18,526 ターラー)、並びに土地、建物、什器、創立費等の減価記入分を控除し、さらに給料、旅費、手数料、印紙及び租税、広告及び印刷費、郵便料等の費用を控除して、当期の利益25,933ターラーを算出している。利益は貸借対照表勘定へ振り替えるとともに、定款規定に従い準備基金、管理役会の利益報酬等を差し引き、株主の処分対象額として20,501ターラーを算出する。このうち5%の利息 (6,624ターラー) と5%の配当金 (11,763ターラー) を支払い、残額2,113ターラーは翌期へ繰り越すという報告がなされている。利益計算は「損益法」であ

9 Berliner Börsen-Zeitung, 13. Juni 1857, S. 1256-1257.

る。報告されている「1856年度貸借対照表」は複式簿記の残高勘定のようである。のちの1861年普通ドイツ商法典が規定したような資産の時価評価は行っていない。

「損益法」を規定している鉱山製錬の全会社が貸借対照表及び損益計算書（損益勘定）を報告しているわけではない。決算報告をベルリン取引所新聞に掲載している会社は銀行や保険会社などと比べると多くない。しかも掲載している鉱山製錬会社のほとんどは貸借対照表しか掲載していない。

次に「財産法」を規定している定款を見てみよう。この時期で最初の認可定款はプロイセン株式会社法成立1年後に認可された1844年ラウエン鉱山会社（Rauen'scher Bergwerks-Verein）定款である。

1844年ラウエン鉱山会社定款第7条「株式には利息は付かず、所有者は、株式資本に対する利息を計算することなく毎年生じた会社の積極財産の余剰に対する割合に応じて受け取る請求権のみを有する。」

同第24条「取締役会の特別な義務には次のものを含む：……2）毎年度末に、但し最初は1845年末後に、会社財産の棚卸（Inventur）及び帳簿決算を行うこと、鉱山庁（Bergwerks-Behörde）が監査する鉱山計算書（Gruben-Rechnungen）及び財産目録（Inventarien）に基づき商人の諸原則に従い（nach kaufmännischen Grundsätzen）貸借対照表を作成し、遅くとも毎年4月1日までに会計監査人に提出し、その同意を得て配当を確定すること。」

同第38条「監査され、確定された貸借対照表から生ずる、年度始めに存在する財産額を超える会社財産の余剰は当該年度の利益をであり、——それに基づいて割り当てられる利益報酬を控除したのちに——株式数に応じて株主に分配する。」

株主は「毎年生ずる会社の積極財産の余剰」(第7条)を配当として受け取る権利を有し、利益計算は「貸借対照表から生ずる、年度始めに存在する財産額を超える会社財産の余剰」という表現に見られるように貸借対照表を基準にした「財産法」の利益計算を規定している。この会社の実際の決算報告は未発見である。

この時期の「財産法」を規定している会社定款で決算報告の入手可能な最も古くに認可された会社定款は1851年ブルム＝レフィーア石炭鉱業連合会社(Vereinigungs-Gesellschaft für Steinkohlenbau im Wurm-Revier)¹⁰である。

1851年ブルム＝レフィーア石炭鉱業連合会社定款第14条「毎年6月30日をもって会社の帳簿を締め切り、取締役会は会社財産に関する貸借対照表を作成する。

貸借対照表の作成に際しては、当該営業年度中に支払うべきすべての給付及び費用は支出に入れ、特に管理費、維持費、営業費及び消極財産の利息を加えなければならない。

価値低下する会社所有の動産の価値について、実際の損耗又は価値低下に一致する額を毎年減価記入しなければならない。

同様に未回収債権の額について考慮しなければならず、欠損が出た時の補填のために適当な額を準備金に入れなければならない。」

同第16条「貸借対照表により明らかとなる純利益は配当として処理し、第17条及び第28条《取締役会等に対する利益報酬》により処分する額

10 会社は1836年にアーヘンでベルギー資本により設立された。設立時の会社の資本金は25万ターラーで、すぐに50万ターラーに増額し、1837年には150万ターラーに増額したという。Vgl., Sehrt, Otto, a. a. O., S. 23. 原始定款は未入手である。1838年のアーヘンの官報(Amtsblatt der Regierung zu Aachen, Stück 22, 26. April 1838, S. 260.)に定款認可の公示が出されているのみである。

を控除した後に、取締役会が発行する配当証と引き替えに株主に対して毎年支払う。」

取締役会は会社財産に関する貸借対照表を作成する。貸借対照表作成に際しては動産の損耗ないし価値低下についての減価記入を行い、また未回収債権についても評価減を行う。このようにして作成した貸借対照表から明らかとなる純利益が配当分配の基準になると規定している。

「資料2」はブルム＝レフィア石炭鉱業連合会社の1855-56年度の決算報告の記事である。¹¹これによると、会社は収益として99,111ターラーを得て、これから利息及び一般経費8,378ターラー、減価記入額6,026ターラーを控除し、残額に前年度繰越利益14,616ターラーを加え、処分可能総利益99,323ターラーを算出する。総利益から配当として78,000ターラーを控除し、残額21,323ターラーを翌年度へ繰り越したということが分かる。同時に貸借対照表の積極財産及び消極財産についても報告されている。利益計算は収益費用差額として「損益法」で計算しているようである。

その他に1953年シュレーゼン鉱山亜鉛精錬株式会社（Schlesische Aktiengesellschaft für Bergbau und Hüttenbetrieb）¹²（「資料3」）及び1854年マルク＝ヴェストファーレン鉱山会社（Märkisch-Westfälischer Bergwerksver

11 Berliner Börsen-Zeitung, 17. November 1856, S. 1457.

12 1953年シュレーゼン鉱山亜鉛精錬株式会社定款第15条「毎年12月31日付で、……会社の積極財産及び消極財産に関して、貸借対照表又は棚卸表（Inventur）を作成し、翌年の最初の3ヶ月内に締め切り、そのために決められている帳簿に記帳しなければならない。貸借対照表にはすべての不動産、機械、原料及び製品が、貸借対照表又は棚卸表の時点の真実の価値（wahrer Wert）で、未回収だが管理役会が確実だと考える債権については額面額（Nennwert）で、回収の疑わしい未回収債権は管理役会の決定によってそれに付される価値で記載する。不動産は原価価格を超えて評価してはならない。消極財産を超える積極財産の余剰が会社の年度利益である。」

13 Berliner Börsen-Zeitung, 5. Mai 1863, SS. 1403-1404.

¹⁴ein) (「資料4」)¹⁵も、会社定款では「消極財産を超える積極財産の余剰」(シュレージェン鉱山亜鉛精錬株式会社定款第15条)ないし「償却実施後、消極財産を控除したのちに残る積極財産の余剰」(マルク＝ヴェストファーレン鉱山会社定款第16条)を純利益として規定しているにもかかわらず、実際の決算報告では配当利益を収入余剰ないし収益費用の差額として計算している実例である。

IV 1856年株式規則から1861年普通ドイツ商法典 成立までの定款の利益計算規定

1856年プロイセン株式規則から1861年普通ドイツ商法典成立までに認可された鉱山製錬会社定款は全部で58定款(定款追加・改正を含む)ある。このうち「財産法」を規定している定款は42定款、計算規定なし9定款、計算規定はあるけれども財産法か損益法かを特定できないもの7定款である。特定できない7定款は1856年に集中している。計算規定のないものは増資、合併、社名変更等の定款追加・改正である。「損益法」を規定している定款はない。

「財産法」を規定している定款はほぼ同じ形式である。まず減価記入を含む財産評価方法を規定したのち「消極財産を控除したのちの積極財産の余剰が会社の純利益である」(1856年トレモニア鉱山株式会社(Bergbau-Actien-Gesellschaft Tremonia)定款第12条)、「消極財産を控除したのちに

14 マルク＝ヴェストファーレン鉱山会社定款第16条「毎年6月30日に会社の積極財産及び消極財産の貸借対照表を作成しなければならず、翌年の最初の2ヶ月内に締め切り、そのために決められている帳簿に記帳しなければならない。管理役会は、会社の資本を形成する不動産、機械、什器その他の動産の価値について貸借対照表でどの程度減価記入すべきかを毎年決める。この償却実施後、消極財産を控除したのちに残る積極財産の余剰が会社の純利益である。」

15 Berliner Börsen-Zeitung, 6. Oktober 1863, SS. 3072-3073.

残る積極財産の余剰が営業年度の純利益である」(1856 年ハルペン鉱山株式会社 (Harpener Bergbau-Aktiengesellschaft) 定款第 33 条)、「積極財産、管理費及び営業費、並びにその他事業の負担するすべての支出を控除したのちに残る積極財産の余剰は会社の年度利益である」(1856 年新スコットランド鉱山・製鉄所株式会社 (Neu Schottland Berg- und Hütten-Aktienverein) 定款第 32 条) など前述した定款規定とかわりはない。また決算報告も貸借対照表しか掲載していない会社が多い。そのうち損益勘定を貸借対照表とともに公表している会社の例として 1857 年認可カロリーネ鉱山株式会社 (Bergwerks=Aktien=Gesellschaft Caroline) を取り上げる。

1857 年カロリーネ鉱山株式会社定款第 13 条「毎年 12 月 31 日に管理役会
は会社財産の財産目録並びに会社の積極財産及び消極財産の貸借対照表
を作成し、それらを遅くとも翌年の 3 月 1 日までに 3 名の会計委員
(Rechnungs-Commissarien) (第 35 条) に年度計算書とともに提出す
る。貸借対照表では土地 (Grund und Boden) を除く不動産の価値につ
いては 2%、鉱山所有権 (Bergwerks=Eigenthum) の価値については毎年
度管理役会が決める割合 (但しこの割合は少なくとも 2% の額でなけれ
ばならない) を、機械、什器その他の動産の価値については購入価格の
少なくとも 5% を減価記入しなければならない。

この減価記入後、消極財産を控除したのちに残る積極財産の余剰が純利益である。

年度貸借対照表はデュッセルドルフの政府に提出し、会社公報で公告しなければならない。」

同第 35 条「年度通常総会では株主の中から絶対多数決で 3 名の委員を選挙する。委員は、管理役会が第 13 条に従い提出する計算書及び貸借対照表を監査し、監査結果に関して責任解除授与を決める次回の総会に対

し報告書を作成しなければならない。総会は委員会の報告書に基づき、管理役会の計算書に異議を唱え、又は責任解除し、計算書の異議を唱えられなかった諸点は責任解除が与えられる。」

毎年度末に財産目録及び貸借対照表を作成し、監査人に対して、年度計算書とともに監査のために提出する。第13条では前述した他の会社定款と同じく、不動産や動産の償却率を規定し、そののち利益計算方法として「減価記入を実施後、消極財産を控除したのちに残る積極財産の余剰が純利益」であると規定している。「資料5」はカロリーネ鉱山株式会社の1861年度の貸借対照表及び損益勘定である。¹⁶ 損益勘定では、借方に前年度の繰越損失25,278ターラー、管理費1,408ターラー、手数料及び利息5,513ターラー、鉱山権、機械、車両等資産の減価記入額を計上し（合計額40,730ターラー）、貸方に石炭採掘額等を計上して、貸借差額として繰越損失33,324ターラーを算出している。貸借対照表ではこの損失額（33,324ターラー）が損益勘定からの振替額として借方に計上されている。定款の「減価記入を実施後、消極財産を控除したのちに残る積極財産の余剰が純利益」という規定に従い1861年度は純損失を報告している。この決算報告を見ると複式簿記の損益勘定及び残高勘定を「貸借対照表」及び「損益勘定」として報告しているようである。

貸借対照表とともに損益勘定を報告している鉱山製錬会社は1856年フルカーン製錬鉱山会社（Aktiengesellschaft “Vulkan” für Hüttenbetrieb und Bergbau zu Duisburg）（ベルリン取引所新聞、1869年6月3日号、16頁）、1856年ドイツ・オランダ鉱山会社（Deutsch-Holländischer Actien-Verein für Hüttenbetrieb und Bergbau）（同1868年11月2日号、9頁）、1857年ヴェルシェン＝バイセンフェルス褐炭株式会社（Werschen-Weißenfelser Braunk-

16 *Berliner Börsen-Zeitung*, 6. Mai 1862, S. 1235.

ohlen-Aktiengesellschaft) (同 1869 年 6 月 12 日号, 10 頁) 等をあげることができる。

計算規定は設けられているが具体的内容を判断できないものは 7 定款であった。このうち利益計算方法に言及している会計報告をベルリン取引所新聞に掲載している 1856 年グリュック＝アオフ鉱山会社 (Bergbau-Aktiengesellschaft Glück=Auf) を例として取り上げる。

1856 年グリュック＝アオフ鉱山会社定款第 17 条「毎暦年末で取締役会は年度計算書並びに会社財産の貸借対照表を作成し、それらを遅くとも翌年の 3 月 15 日までに取締役会の事務所で委員会に提出する。委員会は 3 名のメンバーと、3 名の代理人からなり、直近の通常総会は年度計算書及び貸借対照表の監査のために彼らを株主の中から選任しなければならない。委員会は計算書及び貸借対照表を監査し、監査結果に関して次の通常総会に報告する。」

同第 18 条「貸借対照表及び年度計算書は以下の諸原則に従い作成する。

- a. 鉱山 (Bergwerken),¹⁾ 採掘権設定の申請 (Mutungen), 不動産及び機械並びに什器, 概して新規に取得したものすべての購入価格 (Kaufpreis) は会社の基本資産 (Stammvermögen) から支払う。同様に坑内外の全部の建設設備, 立坑, 立入坑道並びに概して鉱山建設, 水道設備のためのすべての装置 (Vorrichtungen) 等も会社の基本資産から支払う。
- b. 鉱山の取得価格 (Erwerbs-Preis) 並びに立坑その他の装置の原価から毎年 0.5% を減価記入する。
- c. 機械及び什器の取得価格 (Erwerbspreis) から 5% を毎年減価記入する。
- d. 土地並びに建物 (Gebäulichkeiten) の取得価格については減価記

入せず、むしろ水道設備を含む建物についての全部の修繕は年度収入から支払い、事故があったり大修繕が生じたときには準備基金から支払う。

- e. 暦年末までに採掘された石炭は通用している売却価格 (laufender Verkaufspreis) で計算する。
- f. 項目「g」で規定されている取締役の給与を除く全部の俸給、すべての賃金、概して全部の営業費用 (基本資産から補填されるあらゆる種類の装置を除く) を控除し、さらにすべての租税、当期の修繕等を控除したのちに生ずる年度利益の余剰の 15% は準備基金の積み立てに、準備基金を取り崩したときには補充のために使う。
- g. なお生ずる余剰のうち、第 20 条で規定する取締役会の給与を差し引き、さらに生ずる純余剰は配当として株主に分配する。

……年度減価記入のために上で認められている割合は、経験により合目的でないことが証明されたときには、総会の決議によって、デュッセルドルフ王国政府の承認を得たうえで変更することができる。

財産貸借対照表は毎年通常総会の直後王国政府に提出し、会社公報によって公告しなければならない。」

貸借対照表及び年度計算書作成原則として減価記入等評価方法を規定し、同時に給料、営業費用、租税、修繕費等を控除したのちの年度利益から取締役会の報酬を控除し、残額が配当利益であるとしている。これらの規定だけでは配当利益の計算方法として財産法か損益法かを特定できない。そのため不明として分類した。実際の決算報告としてベルリン取引所新聞の記事は「資料 6」にある。1856 年 3 月 1 日から同 8 月末の 6 ヶ月間の稼得利益は、当該期間の収入額 59,716 ターラーから、支出額 56,875 タ

17 *Berliner Börsen-Zeitung*, 13. Oktober 1862, SS. 1196-1197.

ターラーを控除し、余剰額から定款の第 18 条による減価記入分 8,681 ターラーを差し引いて 48,193 ターラーを算出し、この額に採掘石炭等在庫の評価額（11,522 ターラー及び 358 ターラーの合計）を加えて 6 ヶ月間の稼得利益として 11,880 ターラーを報告している。利益は「損益法」で計算している。この年度の貸借対照表の公表はない。

全部の鉱山製錬会社が決算報告として貸借対照表と損益計算書（損益勘定）の両方を公表しているわけではない。決算報告をしている会社の大半は貸借対照表のみを掲載しているにすぎない。しかし貸借対照表を掲載するとともに、総会の営業報告書の記事を掲載しているベルリン取引所新聞の記事を見るかぎりでは、資産を時価評価し、それをもとに貸借対照表を作成し、貸借対照表の消極財産及び積極財産の差額として利益計算しているという報告は全くない。

V 1861 年普通ドイツ商法典成立後 1870 年 までの定款の利益計算規定

この時期の鉱山製錬会社定款は 14 定款ある。このうち定款追加・改正のため計算規定を設けていないものが 3 定款あり、残りの 11 定款はすべて「財産法」を規定している。計算規定は前述したものと基本的にかわりはない。すなわち「消極財産を超える、確定された積極財産の余剰が利益である」（1863 年アーヘン＝ヘンゲン鉱山会社（Aachen-Höngener Bergwerks-Aktiengesellschaft）定款第 34 条）あるいは「資本金を含む消極財産を控除したのちに残る積極財産の余剰が会社の純利益である」（1869 年アルスターデン鉱山株式会社（Alstaden, Aktiengesellschaft für Bergbau）定款第 12 条）である。そのうち決算報告がなされている例として 1864 年ボーフム鉱山会社（Bochumer Bergwerks-Actien-Gesellschaft）定款と決算報告とを取

り上げる。

1864年ボーフム鉱山会社定款第12条「暦年が貸借対照表年度 (Bilanzjahr) でもある。年度貸借対照表は12月31日付で作成し、翌年の3ヶ月内に取締役会が作成し、監査役会に提出しなければならない。

全部の消極財産、営業費及び管理費を控除したのちの積極財産の余剰が利益である。貸借対照表では積極財産として次のものを記載する：未回収金及び債権は額面額で、不確実なものは取締役会の側で確実と思える評価額で、保有の手形及び有価証券は相場価値 (Courswerth) で、原料及び製品在庫は原価価格 (Kostenpreis) で、但し生じた価値減少を考慮して、不動産、機械、什器その他の動産は監査役会が決定した減価記入基準 (Abschreibungs-Normen) を適用して、但し機械、什器その他の動産については価値減少のために毎年少なくとも5%でなければならない。

年度中に支払われるべきであった支出について、年度末に残っている未払金は含めなければならない。」

同第13条「確定された貸借対照表により生ずる利益から、まず利益の10%を準備基金の積み立てのために留保し、株式 (様式A) の払込済資本金に対する6%の優先配当、さらに株式 (様式B) に対して払い込まれた資本金の4%の配当を取り去らなければならない (第6条)。

そののちに残る利益の残額は次のように処分する：

- a. 10分の9はすべての株主に公平に分配する、
- b. 10分の1は利益報酬として監査役会のメンバーに第20条に従い与える。

様式A及びBの株式に対する配当は全額を毎年7月1日に……支払う。」

貸借対照表は取締役会が作成する。第12条は貸借対照表作成に際しての評価方法として評価減及び減価記入を規定している。このように作成した貸借対照表をもとに、利益は「全部の消極財産、営業費及び管理費を控除したのちの積極財産の余剰」として計算する。ポーfum鉱山会社の1869年度の決算報告（貸借対照表、損益勘定及び営業報告書の概要）がベルリン取引所新聞に掲載されている（「資料7」¹⁸）。「貸借対照表」の消極財産には「損益勘定による利益」として18,127ターラーを報告している。損益勘定ではこの利益18,127ターラーの稼得状況を報告している。貸方では、前年度繰越額1,956ターラー、石炭採掘等による利益40,725ターラー、賃貸料収入等で合計43,076ターラーを計上し、これに対して借方では一般費用5,594ターラー、銀行への支払利息2,183ターラー、不動産、機械、什器、創立費等の減価記入分8,402ターラーを計上し、貸借差額として純利益額18,127ターラーを算出する。この額から準備基金への繰り入れ分1,812ターラーを差し引き、残額は配当金15,646ターラー、新株式の払込金利息269ターラー及び繰越残高399ターラーとして処分していることが分かる。「資料7」の「1868営業年度に関する営業報告書」（Geschäftsbericht über das Betriebsjahr 1868）でも同じ利益計算方法で計算していることが確認できる。これを見ると利益はこれまで資料として取り上げた株式会社と同じく「損益法」で計算し、貸借対照表は複式簿記の残高勘定のようである。

VI む す び

本稿では1870年までに認可されたドイツの鉱山製錬関係114株式会社定款の利益計算規定を、1843年プロイセン株式会社法、1856年プロイセ

18 *Berliner Börsen-Zeitung*, 14. Juni 1862, S. 10; 15. Juni 1869, S. 6.

ン株式規則, 1861年普通ドイツ商法典を基準に4つの時期にわけて検討してきた。1843年以前に認可された3定款のうち2定款は, 貸借対照表の内容を具体的に述べることなく「貸借対照表余剰」が利益であるという規定を行っている。これは銀行や保険等の業種の同時期の定款と同じである。

1843年プロイセン株式会社法から1856年株式規則までの定款では8定款が「損益法」の利益計算を規定し, 25定款が「財産法」を規定している。この時期の定款規定の特徴は, 他の業種と比較して, 「消極財産を超える積極財産の余剰が利益である」とする規定が比較的早くから現れているということである(1845年シュトールベルク鉱山・亜鉛製造会社定款第15条「消極財産及び株主へ支払った利息を控除したのちに残る積極財産の余剰が会社の純利益である」が最初である)。これは他の業種と比べると当該規定が現れる時期が早い(銀行は1853年ダルムシュタット商工業銀行定款第40条「消極財産を超える積極財産の余剰が会社の純利益である」, 保険会社は1860年ドイツ火災保険会社<ベルリン>定款第57条「全部の減価記入及び支出を補填したのちに営業年度の貸借対照表から明らかとなる, 全部の消極財産を超える全部の積極財産の余剰が当該年度の純利益である」が最初である)。

「損益法」を規定している定款は実際にも収入余剰計算ないし収益費用計算で配当利益を計算している。「財産法」を規定している定款をもつ株式会社は貸借対照表のみを報告し, 営業報告書も損益勘定も公表していない会社が多い。その中でも1851年ブルム＝レフィアー石炭鉱業連合会社や1854年マルク＝ヴェストファーレン鉱山会社のように, 定款では「財産法」を規定しているにもかかわらず, 決算報告として「損益勘定」を公表し, 配当利益を収入余剰ないし収益費用差額として「損益法」で計算しているものもある。実際の決算報告事例が少ないため「損益法」利益計算実

務が一般的に行われていたのかどうかは断定できない。

また定款の中には収入余剰計算から投資支出を取り出すことに関する規定をもつものがある。すなわち「年度支出を控除した後の年度収入の余剰が純利益である。価値の永続する新建築物、機械及び多額の調達物又は設備のためになされた支出をどのように考慮するかは毎年管理役会が決める」（1853年コンコルディア・エシュバイラー鉱山製鉄所経営会社定款38条）あるいは「管理役会は、貸借対照表上の積極財産にどの程度増加記入（zuzuschreiben）すべきかを毎年決める。なぜなら、継続する価値をもつ新建築物、機械及び多額の調達物又は設備について、処分及び支出がなされたからである。」（1853年ボン鉱山製錬会社定款第36条）というような規定である。この規定では、すべての支出はいったん利益を減少させるものとして扱う。そののちはじめて管理役会が、当該年度の建築物や鉱脈探査作業のための支出を投資支出と見なすのかどうか（あるいは増価記入するかどうか）、つまり成果中性的に扱うかどうかを決めるというのである。ザクセン・チューリンゲン褐炭開発株式会社が「後の期間にも続くより大きな価値を持った資産の購入に対する原価は管理役会の判断により数期間に配分しなければならない」と規定しているように、現代の原価配分を想起させる規定もある。

1856年株式規則以降、1861年普通ドイツ商法典成立を経て、1870年までに認可された定款には「損益法」を規定している鉱山製錬会社定款はない。ほとんどが「消極財産を控除したのちに残る積極財産の余剰が純利益である」というような定款規定を設けている。ここでも貸借対照表のみを公表している会社が多い。しかしボーフム鉱山会社等の実際の決算報告を見ると「全部の消極財産、営業費及び管理費を控除したのちの積極財産の余剰が利益である」と規定しているにもかかわらず、利益は損益勘定で収益費用の差額として計算している。

このような鉱山製錬会社の定款規定の分析から、鉱山製錬会社定款の多くが「財産法」の利益計算を規定していること、決算報告では貸借対照表のみを公表しているものが多いにもかかわらず、営業報告書等を分析すると実際には「損益法」で配当利益を計算していることがわかる。¹⁹採掘済で未販売の在庫品を当期の収益ないし収入に加算している点が鉱山製錬会社の特徴点である。この点は他の製造業等と比較研究する必要がある。とはいえ実際の決算報告の実例は銀行や保険会社と比較すると少ない。できるだけ多くの決算報告ないし営業報告書を入手し、当時の会計実務の具体像を描くことが今後の課題である。

本研究は1996年度同志社大学学術奨励基金による学術奨励研究費の助成をうけている。

19 その他に定款は未入手であるが、実際の営業報告書の例として1863-1865会計年度のオーバーホーンドルフ山林・石炭採掘会社の取締役会の営業報告書(Geschäfts-Bericht des Directoriums des Oberhohndorfer Forst-Steinkohlenbau-Vereins auf das Rechnungsjahr 1863-1865)が利用可能である(ゲッティングゲン図書館所蔵)。この営業報告書からも利益は収入支出余剰として「損益法」で利益計算していることが分かる。

資料1：ザクセン・チューリンゲン褐炭開発株式会社（ハレ）1856年度決算報告

I. 1856年度貸借対照表勘定

a) 積極財産

1) 鉱山勘定及び鉱山建物勘定						
営業中の鉱山 Rthr.	169,864	17	11		
未完成の鉱山及び鉱区 Rthr.	36,160	13	9		
鉱山の建設原価及び設備原価 Rthr.	6,460	25	8		
	Rthr.	212,485	27	4		
採掘石炭の採炭価値低下						
4,654 Thr. 19 Sgr. 8 Pf.						
ヴェルダートパウ鉱山の25鉱山						
株原価 12,257 Thr. 4 Sgr.						
坑内施設の25%減価記入						
1,615 Thr. 5 Sgr. 8 Pf. Rthr.		18,526	29	4		
					193,958	28 -
2) 土地勘定						
ヴィッターフェルド, ハレ及び						
アンメンドルフルフの土地 Rthr.	40,224	9	7		
10%の減価記入 Rthr.	4,022	12	7		
					36,201	27 -
3) 建物及び建設勘定						
ヴィッターフェルド, エープレ						
ス及びグランシュッツの鉱山						
建物, 煉瓦製造工場, グラン						
シュッツ及びケプゼンの工場	Rthr.	45,041	18	2		
10%の減価記入 Rthr.	4,504	4	2		
					40,537	14 -
4) 什器勘定						
機械, 3台のザール川小舟, 馬						
及び食器類その他の動産 Rthr.	12,331	15	2		
20%の減価記入 Rthr.	2,466	9	2		
					9,865	6 -
5) 倉庫勘定 Rthr.	24,113	2	11		
6) 債権者勘定 Rthr.	40,181	18	1		
7) 現金勘定 Rthr.	7,821	27	10		
8) 手形・有価証券勘定 Rthr.	9,855	26	3		
9) 株式額に対する支払済利息勘定 Rthr.	2,837	19	7		
10) 創立費勘定						
手数料, 俸給, 旅費, 印刷費,						
ボーリングその他一般費用 Rthr.	8,838	7	9		
10%の減価記入 Rthr.	883	24	9		
					7,954	13 -
					373,328	2 8

b) 消極財産

1) 株式資本勘定							
1856年度の配当請求権付株式	… Rthr.	235,260	-	-			
1856年12月で払込済株式額	… Rthr.	7,620	-	-			
					242,880	-	-
2) 債務者勘定							
当期の会計年度の債務	… Rthr.	31,752	19	4			
購入額の残額	… Rthr.	72,762	9	4			
					104,514	28	8
3) 損益勘定	…				25,933	4	-
					373,328	2	8

II. 損益勘定

a) 借方

鉦山勘定							
採掘による価値低下分	… Rthr.	4,654	19	8			
ヴェルダートバウ鉦山の25鉦山 株減価記入分	… Rthr.	12,257	4	-			
鉦山施設勘定の25%減価記入	… Rthr.	1,615	5	8			
					18,526	29	4
土地勘定, 10%減価記入	…				4,022	12	7
建物・建設勘定, 10%減価記入等	…				4,504	4	2
什器勘定, 20%減価記入等	…				2,466	9	2
創立費勘定, 10%減価記入	…				883	24	9
当期の管理費勘定							
俸給及び報酬	… Rthr.	3,890	20	-			
旅費及び食費	… Rthr.	626	4	-			
手数料, 印紙及び租税	… Rthr.	463	14	-			
広告掲載及び印刷費	… Rthr.	181	29	8			
郵便料	… Rthr.	245	15	11			
雑費	… Rthr.	296	15	5			
					5,704	9	-
差引: 利益					25,933	4	-
					62,041	3	-

b) 貸方

鉦山, 塗装場及び倉庫での利益	…	59,270	3	11			
煉瓦工場での利益	…	1,880	28	5			
支払遅延による利息	…	107	18	9			
割引手形での利息及び利益	…	61	5	4			
相場利益	…	47	24	9			
食器類及び乗り物での利益	…	416	11	10			
支払不履行による罰金	…	257	-	-			
		62,041	3	-			
貸借対照表勘定への利益繰越	…	25,933	4	-			
純利益	…	25,933	4	-			

この純利益から会社定款の第 40 条により次のものを控除する：

a) 10% を準備基金の積立のために… Rthr.	2,593	10	-
b) 5% を管理役会の利益報酬の ために …………… Rthr.	1,296	20	-
c) 株式額の 5% の利払後残る余 剰の 10% …………… Rthr.	1,541	25	9

5,431 25 9

この結果株主のための残額は ……
となる。

20,501 8 3

内訳：株式額への 5% の利息 …… Rthr.	6,624	20	3
：5% の配当 …………… Rthr.	11,763	-	-
：余剰は次年度の分配対象 …… Rthr.	2,113	18	-

20,501 8 3

資料 2：ブルム・レフィーア石炭鉱業連合会社 1856 年度営業報告

本年度の会計決算での会社の状態に関しては、本年 10 月 28 日の総会で取締役会が行った報告からの次のような抜粋で詳しい説明が明らかとなる。

	Rthr.	Sgr.	Pf.
鉱山経営によって、並びに支店で 1855 年から 1856 年にかけて総額で ……………	99,111	11	-
を稼得した。			
これに対して：	Rthr.	Sgr.	Pf.
利息及び一般経費……………	8,378	12	1
動産及び不動産に対する減価記入…	6,026	15	8
		14,404	27 9
差引：1855/56 年度の純利益 ……………	84,706	13	3
加算：1854/55 年度繰越未分配利益余剰	14,616	18	8
処分可能総利益……………	99,323	1	11
このうち配当として処分が決定している額……………	78,000	-	-
残額の……………	21,323	1	11
は 1856/57 年度の処分のために留保する。			
積極財産総額は 1855/56 会計年度末 時点 (1856 年 6 月 30 日) で ……………	840,431	3	7
消極財産はこれに対して株式資本金 及び資本金に対して通知された			
1855/56 年度の配当金を含めて総額で ……………	763,145	12	10
従って積極財産余剰として……………	77,285	20	9
この額の内訳は：			
1) 定款に従った準備・営業基金 ……………	50,000	-	-
2) 将来の損失のための基金 ……………	5,962	18	10
3) 1856/57 年度への繰越利益余剰 ……………	21,323	1	11
合計額……………	77,285	20	9

資料3：シュレーゼン鉱山亜鉛精錬株式会社の1862営業年度に関する管理
役会報告書

稼得の結果

1862年の原料亜鉛の平均売却価格は前年に比べて年5%の上昇を示しており、以下の表からお分りのように、プレスラウ渡して年5ターラー8グルデン10ペニヒであります。

表Ⅲはプレスラウ渡して平均売却価格が会社設立以後1862年末までで6.48であったことを示しております。

株主の皆様、その結果1862年が極めて不満足な平均価格となっていることがお分かり頂けると思います。

アメリカの戦争が続き、同地の活気ある販売が遮断されるかぎり、我々は残念ながら亜鉛市場の急激な回復は見込むことはできません。

1862年営業年度の利益決算 (Gewinn-Abschluss) は次のようになります：

	Thr.	Sgr.	Pf.
原料亜鉛取引	325,881	27	-
亜鉛板取引	24,539	27	7
販売手数料	2,957	1	6
雑益 (Diverse)	128	23	1
	353,507	19	2
控除：	Thr.	Sgr.	Pf.
遅延販売代金利息	85,062	15	-
銀行利息及び手数料	19,267	2	10
租税及び賦課金	664	-	-
一般経費	22,629	29	9
炭鉱経営での損失	10,876	16	3

年度利益	138,500	3	10
	215,007	15	4

控除：

管理役会が不可欠であると見なした、不動産価額についての減耗記入 (Amortisation)、但し管理役会はこの額を最終的に分配される減価記入 (Abschreibung) まで元帳に特別に作られる減耗記入勘定においておく。

分配可能純利益の残額	120,000	-	-
	95,007	15	4

分配に際しては次の点を考慮しなければならない：

- 1) ガルマイ鉱有高は1ツェントナー当6グルデンの危険のない原価 (Selbstkosten) で、原料亜鉛は同5ターラーの額で、両者とも前年と同じ方法で計算しなければならない。
- 2) 亜鉛板は、1ツェントナー当12グルデンの輸送費用及び経費を含めて、同6ターラー (1861年度は6.5ターラー) で計算する。亜鉛板在庫の割引評価により亜鉛板取引では15,500ターラー18グルデン9ペニヒの欠損が生じたので、この勘定は本来は24,539ターラー27グルデン7ペニヒではなくて40,040ターラー16グルデン4ペニヒの年度利益が生じている。
- 3) 全部の坑内採掘費及び建物は、唯一ジレジアーヴァルツ工場の拡大建設を除き、79,705ターラー17グロッツェン8ペニヒの額を経営の負担とする。
- 4) 亜鉛板の売れ行きは117,071ターラーに上昇した。

配当

1862年営業年度の貸借対照表は分配可能

利益として.....	95,007	15	4
を証明している。			
控除：			
10%を準備基金へ.....	9,500	22	7
8%を管理役会及び総取締役へ.....	7,600	18	1
	<u>17,101</u>	<u>10</u>	<u>8</u>
残額.....	77,906	4	8

加算：

1861年度の利益残額.....	13,831	13	5
従って配当として分配可能額.....	91,737	18	1

優先株式へ支払い分：

17,062株、この他に1858年及び1860年営業年度の未徴収利札と交換に支払うべき分：

108株

計17,170株、この額面額は1,717,000ター

ラーであり、保証配当金は1株4½%で

ある.....	77,265	-	-
基本株式に対して分配可能利益額.....	14,472	18	1

この額が少額であることを考慮して我々は1862年営業年度については再度基本株式についての配当分配を断念し、優先株式についての4½%の支払いを決議し、株主の皆様へ14,472ターラー18グルデン1ペニヒの額を1863年営業年度の損益勘定へ繰り越すという同意を懇請した。

(以下省略)

プレスラウ、1863年4月20日

管理役会

貸借対照表

1862年12月31日

積極財産	Thr.	Sgr.	Pf.	消極財産	Thr.	Sgr.	Pf.
1. ガルマイ鉱山及び石炭鉱山	7522256	19	-	1. 株式資本金.....	6706200	-	-
2. 亜鉛精錬所.....	644896	7	-	2. 鉱山購入未払金.....	1381250	-	-
3. 不動産.....	218296	27	9	3. 建設材料未払金.....	34669	10	-
	8385449	23	9	4. 整理社債.....	600000	-	-
控除：				5. 配当金：			
減耗記入、一時的に減耗				a) 現金支払分	5947	-	-
記入勘定に記入済.....	120000	-	-	b) 90%の額の優先社債			
	8265549	23	9	での支払分 9685 22 6	15632	22	6
4. 動産及び営業財産.....	34729	24	-		11172	1	1
5. 精錬所及び工場の原料	51372	22	-	7. 準備基金.....	162241	4	6
6. ガルマイ鉱及び石炭在庫	27317	26	3	8. 1861年度の利益残額...	13831	13	5
7. 亜鉛及び亜鉛板在庫...	500748	20	5	9. 1862年度の利益残額...	95007	15	4
8. 陶土.....	47	12	3				
9. 手形及び有価証券.....	29280	4	2				
10. 現金.....	17,811	16	10				
11. 交互計算勘定.....	93246	7	2				
	9020004	6	10		9020004	6	10

資料4: マルク=ヴェストファーレン鉱山会社の 1862/63 年度会計報告

1863年9月21日イザローンで開催の第9回通常総会の審議からの抜粋

皆様にお渡ししている 1862/63 年度の貸借対照表を監査人、商業顧問官グスタフ・キッシング氏、地区裁判所長デッツナー氏及びエルンスト・シュリンプ氏が監査しました。監査報告書の内容は次のようであります:

株主の皆様、前総会での皆様の委任を受けて私たち監査人は定款の 38 条が規定しているマルク=ヴェストファーレン鉱山会社の貸借対照表の監査を実施しました。

監査結果に関して、提出された書類と収入支出で一致しております経営計算書 (Betriebsrechnung) の総余剰は 104,138 ターラー 8 グルデン 8 ペニヒの額であることを謹んで皆様に報告し、次のような詳細な説明を申し上げます。

1862/63 年度の経営計算書の総余剰は 104,138 ターラー 8 グルデン 8 ペニヒであり、詳しくは次のような数値になります:

A. 収入

1. 亜鉛販売	325,185	2	6
2. 利息, 貸借料その他	22,170	6	11
3. 1863年7月1日の在庫品の額	91,709	26	5
	<u>439,065</u>	5	10

B. 支出

1. 技術的・商売上の管理費及び運送料	24,777	5	2
2. 製造費及び賃金	79,988	2	6
3. 原料及び運送料	69,790	11	8
4. 鉱山支出: 賃金, 材料, 租税及び試掘費	66,690	20	1
5. 工場建物及びその什器の修繕	4,355	1	11
6. 1862年7月1日の在庫品有高	89,325	15	10
	<u>334,926</u>	27	2

余剰額..... 104,138 8 8

前営業年度に建築継続中の新建築物の現在の額は

レトマーテの製錬設備については.....	137,046	15	9
カレの坑内採掘設備については.....	16,028	27	2
イザローンのガルマイ鉱洗鉱場については.....	48,902	17	5
従って合計額.....	201,978	-	4

を請求していた。

同様に事業経営の拡張の目的で工場設備及び什器が 292 ターラー 20 グルデン増加した。

鉱山所有権については 8,300 ターラーの減耗記入 (Amortisation) を、特にイザローンの坑内採炭設備については 11,422 ターラー 26 グルデン、不動産については 3%、機械駆動装置、動産、設備及び什器については金額の 10% を処理し、その他に鉱山の損害その他予想外の支出のために 5,000 ターラーの額を留保する。

これら合計 31,752 ターラー 22 グルデン 10 ペニヒの額の減価記入実施後の余剰額は..... 72,385 15 10

となる。この額から定款の第 28 条、第 29 条及び第 17 条による控除額は:

a. 管理役員及び上級職員の利益報酬	5,066	29	7	
b. 定款により準備基金に留保すべき額、 純利益の10%	7,238	16	7	
				<u>12,505 16 2</u>

この結果株主諸氏に残る額…………… 60,079 29 8
となる。

本年度の貸借対照表作成に際しては、合目的で確実だと承認されており、かつまた過営業年度の貸借対照表作成の基準でもある諸原則に従っております。

イザローン、1863年8月25日

デッツナー、キッシング、エルンスト・シュリンプ

貸借対照表の総余剰の額……………	104,138	8	8	
これから減価記入すべき額：				
ガルマイ鉱山について……………	8,300	-	-	
不動産について……………	3,918	19	10	
機械及び駆動装置について……………	2,111	24	10	
坑内採炭設備について……………	11,422	26	-	
動産について……………	999	12	2	
鉱山損害及び予想外の支出のために	<u>5,000</u>	-	-	
				<u>31,752 22 10</u>
減価記入実施後の余剰額は……………	72,385	15	10	
この額からさらに控除する額：				
a. 定款による準備基金……………	7,238	16	7	
b. 定款第28条及び第29条による 利益報酬……………	<u>5,066</u>	29	7	
				<u>12,505 16 2</u>
総会の処分可能額：	60,079	29	8	

我々は株主の皆様へ、これから600,000ターラーの株式資本に対して株主に10%の配当を分配し、79ターラー29グルデン8ペニヒの残額は管理役会の処分に委ねるという提案をします。

来月2日に配当はケルンのダイヒマン会社で支払います。

資料5：カロリーネ鉱山株式会社（エッセン）の1861年度決算報告

カロリーネ鉱山株式会社（エッセン）の1861年度決算報告
貸借対照表（1861年12月31日）
積極財産

	1861年度減価記入						
鉱山権勘定……………	Thr.	3,361	-	-	Thr.	164,709	-
不動産取得勘定、立抗Ⅰ、Ⅱ……………	〃				〃	4,743	5
同 Ⅲ……………	〃				〃	6,093	15
立抗掘り下げ勘定、立抗Ⅰ、Ⅱ	Thr.	1,047	1	5	〃	51,305	20

同 Ⅲ	〃	65,981	16	6
建設勘定, 立抗 I, Ⅱ	Thr. 820 11 3	40,199	-	-
同 Ⅲ	〃	40,387	13	2
鉄道建設勘定	〃	25,811	19	-
牛馬鉄道勘定	Thr. 155 25 8	7,636	26	-
ポンプ・錐棒勘定, 立抗 I, Ⅱ	Thr. 492 14 3	9,357	-	8
同 Ⅲ	〃	5,338	18	11
ボイラー勘定, 立抗 I, Ⅱ	Thr. 416 17 4	7,914	28	4
同 Ⅲ	〃	3,634	15	4
機械勘定, 立抗 I, Ⅱ	Thr. 1,811 3 -	34,411	-	10
同 Ⅲ	〃	18,270	21	11
什器勘定, 立抗 I, Ⅱ	Thr. 282 4 6	5,361	2	8
同 Ⅲ	〃	1,459	13	4
煉瓦製造工場勘定	〃	735	10	8
動産勘定	Thr. 59 5 7	532	20	8
商品勘定 (在庫品勘定)	〃	1,865	20	-
原料勘定	〃	274	12	4
手形勘定	〃	25	1	2
現金勘定	〃	552	1	3
債権勘定	〃	32,042	1	10
損益勘定	〃	33,324	22	9
	Thr. 8,445 23 -	Thr. 561,967	7	9

消極財産

株式資本勘定	Thr. 450,000	-	-
社債資本勘定	〃 100,000	-	-
債務勘定	〃 11,967	7	9
	Thr. 561,967	7	9

損益勘定の分解 (1861年12月31日)

借方

繰越残高 (1860年度損失)	Thr. 25,278	29	-
石炭倉庫勘定 (マクデブルグの倉庫)	〃 78	8	4
管理勘定 (計算残高) (特別取締役の給与, 管理役員 メンバー及び職員の旅費)	〃 1,408	9	-
手数料・利息勘定 (計算残高)	〃 5,513	25	10
鉱山権勘定 (2% 減価記入)	〃 3,361	-	-
ボイラー勘定 I, Ⅱ (5% 減価記入)	〃 416	17	4
機械勘定 I, Ⅱ (5% 減価記入)	〃 1,811	3	-
ポンプ・錐棒勘定 I, Ⅱ (5% 減価記入)	〃 492	14	3
車両・什器勘定 (5% 減価記入)	〃 282	4	6
動産勘定 (10% 減価記入)	〃 59	5	7
立抗掘り下げ勘定 I, Ⅱ (2% 減価記入)	〃 1,047	1	5
牛馬鉄道勘定 (2% 減価記入)	〃 155	25	8
建設勘定 I, Ⅱ (2% 減価記入)	〃 820	11	3
	Thr. 40,730	5	2

借方			
現金勘定（以前に紛失した金額の受入れ）	Thr.	15	- -
Fr. Frielingsbau（報酬放棄）	ク	608	10 -
石炭採掘勘定（計算残高）	ク	6,782	2 5
残高	ク	33,324	22 9
	Thr.	40,730	5 2

管理役会

資料6：グリェック＝アオフ鉱山会社 1856 年度決算報告

1856年3月1日から8月末までの決算書（Abrechnung）は次のようである：

A. 収入

1) 現金で販売した 349,755 シェッフエルの石炭（ヘルネ＝ポーフォーム駅までの 輸送費控除後の額）	Thr.	45,293	5 8
2) 鉄道輸送運賃収入	ク	14,269	23 5
3) 鉱山労働者の火災石炭の現 状回復収入	ク	61	17 1
4) 譲渡したボルデ 212 個の収入	ク	89	1 2
5) 一部の鉄について許されて いるリバート	ク	2	28 6
	Thr.	59,716	15 10

B. 支出

1) 採鉱費，営業費，坑内外の 建物，設備	Thr.	53,110	13 2
2) 鉱山監督局金庫負担金	ク	2,806	24 -
3) 鉱員共済金庫負担金	ク	417	5 5
4) 役人手数料，手数料及び裁 判費用	ク	104	9 -
5) 土地損害費	ク	32	14 5
6) 印刷費，旅費及び事務用品費	ク	267	9 6
7) 特別支出	ク	137	7 -
	Thr.	56,875	22 6

控除：

設備，装置等について定款の 第 18 条により会社の基本資 産から控除すべき額	Thr.	8,681	24 5
	Thr.	48,193	28 1
収獲物（Ausbeute）	ク	11,522	17 9
石炭在庫	ク	358	5 10
従って 6ヶ月間の稼得利益：	Thr.	11,880	23 7

資料7: ボーフム鉱山株式会社 1868年度決算報告

本年5月29日の総会で、定款の第19条により監査役会メンバーを退任された枢密商業顧問官ハンゼマン氏及び市顧問官マイヤー・マグヌス氏(ベルリン)が、再度3年間の期間について監査役会メンバーに選任された。

我々はこのことを本紙を通じて株主にお知らせするとともに、以下のように定款の第15条を実施して1868年12月31日付で締め切った貸借対照表を損益勘定とともに、並びに我々が作成した営業報告書を公表いたします。

ボーフム, 1869年6月9日

取締役会

C. ドウ ニス. L. ブッシュ

貸借対照表

(1868年12月31日)

積極財産		Thr.	Srg		Srg	Pf
I. 不動産勘定						
a) 鉱山所有権	717,816 19 -					
控除: 土地損害	1,000 - -	716,816	19	-		
b) 建物		51,205	1	1		
c) コークス炉設備		43,106	2	3		
d) 鉄道及び道路		36,014	28	10		
		847,142	21	2		
減価記入		2,822	21	2	844,320	-
II. 機械勘定		68,693	23	4		
控除: 5% 減価記入 (定款第12条)		3,434	20	8	65,259	2 8
II a. 新配水設備					85,063	24 5
III. 什器及び選鉱用道具類		17,289	22	8		
控除: 5% 減価記入 (定款第12条)		864	14	8	16,425	8 -
IV. 動産勘定		1,171	13	9		
控除: 5% 減価記入 (定款第12条)		58	17	2	1,112	26 7
V. 鉱山探査勘定						
鉱山の新規鉄道設備 1867年度残高		4,804	5	6		
鉄道設備の1868年度の追加分		4,090	16	3		
		8,894	21	9		
控除: 減耗記入		1,064	9	6	7,830	12 3
VI. 設備勘定						
株式証書の印刷及び印紙		1,101	2	2		
控除: 減耗記入		157	8	11	943	23 3
VII. 倉庫勘定						
					3,250	27 -
VIII. 債権						
					12,991	21 6
IX. 現金・手形勘定						
					2,431	30 -
X. コークス・石炭有高						
					6,754	5 5
積極財産合計					1,046,383	21 -
消極財産						
XI. 株式資本勘定 (様式 A)						
同 (様式 B)		658,800	-	-		
		250,000	-	-	908,800	- -
XI a. 新株式発行に対する払込金					22,900	- -
XII. 債務					90,269	26 -
XIII. 準備基金					6,074	2 5
XIV. 配当勘定					212	- -
XV. 損益勘定による利益	18,127 22 7					
これから控除:						
準備基金へ					1,812	23 3
様式 A の株主への配当 1株 43/4 ターラー					15,646	15 -
新株式発行の払込金に対する 23/8% の利息					269	8 4
繰越残高					399	6 -
消極財産合計					1,046,383	21 -

損益勘定

	借方			貸方		
	Thr.	Srg.	Pf	Thr.	Srg.	Pf
貸方：1867年度繰越				1,956	21	10
〃 石炭採掘及びコークス焼き窯での利益				40,725	13	10
〃 現金支払等についての勘定				189	4	3
〃 貸貸料収入				117	22	—
〃 その他収入				87	—	—
借方：一般費用	5,594	6	4			
〃 現金受取等についての勘定	3,208	24	1			
〃 支払銀行利息	2,183	24	6			
〃 1868年度の鉄道建設資本利息	2,182	5	7			
〃 鉄道維持費用	2,292	24	9			
〃 支払賃借料	1,034	15	—			
〃 雑支払	49	24	—			
〃 減価記入						
不動産勘定	2,822	21	2			
機械勘定	3,434	20	8			
什器・採掘道具類	864	14	8			
動産勘定	58	17	2			
営業探査勘定	1,064	9	6			
設立勘定	157	8	11			
利益	18,127	22	7			
控除：準備基金へ10%	1,812	23	3	1,812	23	3
	16,314	29	4			
配当，1株（様式A）4%ター						
ラー	Thr.15,646.15-					
新株式発行の払込金へ						
2%の利息	269.84	15,915	23	15,915	23	4
繰越残高	399	6	—	399	6	—
				43,076	1	11

1868 営業年度に関する営業報告書

前営業年度の総利益（Bruttogewinn）は

43,076 ターラー 1 グルデン 11 ペニヒ

である。損益勘定はこれに対して，一般費用，鉄道建設資本の利息，鉄道維持その他の支出が

16,546 ターラー 7 グルデン 3 ペニヒ

であり，この他に減価記入を

8,402 ターラー 2 グルデン 1 ペニヒ

負担し，その結果純利益（Netto-Gewinn）として

18,127 ターラー 22 グルデン 7 ペニヒ

が残る。

この純利益は10%の1,812 ターラー 23 グルデン 3 ペニヒを定款に従い留保し，

399 ターラー 6 グルデン

を新年度の勘定へ繰り越し，さらに新株式発行への払込金に対する2%の利息，269 ターラー 8 グルデン 4 ペニヒを支払ったのち，株式（様式A）に対する2%の利息，すなわち

15,646 ターラー 15 グルデン

の配当分配を実施する。

「附表1: 19世紀ドイツの鉱山精錬会社定款等一覽」

定款認可日	会社名	出典	資本金額	資本利息	Bilanz規定	利益計算	CoB規定	決算報告の有無
1 1838.05.28	シュートルベルク金脈工業会社	②Aachen, Jg. 1838, SS.353-354.	2,000,000 Thir.(6)	5%(10)	あり(12,36)	財(13)	—	—
2 1840.03.14	ハルデンベルク炭坑会社	②Düsseldorf, Jg. 1840, SS.173-185.	640,000 Thir.(6)	—	あり(11)	損(12)	—	—
3 1842.06.20	バンネスハイア鉱山会社	②Aachen, Jg. 1842, SS.309-321.	1,200,000 Thir.(3)	—	あり(22)	不明(22)	—	—
1843.11.09	プロイセン株式会社	—	—	—	—	—	—	—
4 1844.11.15	ラウエン鉱山会社	③Potsdam und Berlin, zum Nr. 3, SS.1-12.	350,000 Thir.(3)	—	あり(31,38)	財(38)	あり(24)	—
5 1845.12.31	シュートルベルク鉱山・亜鉛製錬会社	②Aachen, Jg. 1846, SS.39-54.	2,000,000 Thir.	4%(13)	あり(41)	財(15)	—	—
6 1848.09.01	エンデュイアル鉱山製鉄会社	②Aachen, Jg. 1848, SS.295-310.	1,000,000 Thir.(6)	5%(13)	あり(14,15)	財(14)	—	②Aachen, Jg. 1858, S.119.
7 1849.09.10	ボン(旧・シュートルベルク)金脈会社	②Aachen, Jg. 1849, SS.281-288.	2,000,000 Thir.(5)	—	あり(11,12)	財(12)	—	—
8 1849.10.22	ケルン鉱山会社	②Köln, Jg. 1849, SS.313-320.	2,000,000 Thir.(6)	—	あり(16)	財(16)	—	⑥1862.5.10, S.1286.
9 1850.03.04	エンデュイアラ-鉱山会社	②Aachen Jg. 1850, SS.91-102.	3,000,000 Thir.(5)	—	あり(7,8,27)	財(8)	—	—
10 1850.11.18	コンコルディア鉱山会社	②Düsseldorf, Jg. 1850, SS.705-709.	550,000 Thir.(3)	—	あり(17)	不明	—	⑥1862.5.20, S.1389.
11 1851.05.30	アリアンツ・シュートルベルク鉱山製鉄所経営者名会社	②Aachen, Jg. 1851, SS.249-257.	533,333 Thir.(6)	—	なし	損(41)	—	—
12 1851.05.30	アイリゲンゲン製鉄株式会社	②Trier, Jg. 1851, SS.323-338.	1,200,000 Thir.(3)	6%(47)	あり(14,25)	財(47)	—	—
13 1851.10.23	アイントラハト(固結)製練所	②Düsseldorf, Jg. 1851, SS.741-749.	180,000 Thir.(5)	—	あり(13)	財(14)	—	—
14 1851.12.29	アルム=レフワイ-ア石炭業連合会社	②Aachen, Jg. 1852, SS.34-43.	1,500,000 Thir.(5)	—	あり(14)	財(14,16)	—	⑥1856.11.17., S.1457.
15 1852.02.13	ライン=ヴェストフアレン鉱山会社	④Arnsberg, zum Nr. 10, Jg. 1852, SS.125-140.	1,000,000 Thir.(6)	—	あり(28)	損(29)	—	—
16 1852.02.25	ヘルデ鉱山製鉄会社	④Arnsberg, zum Nr. 10, Jg. 1852, SS.105-123.	2,000,000 Thir.(6)	—	あり(16,38)	財(16)	—	⑥1856.10.27, S.1301.
17 1852.03.10	ベルギー=ライン=ルール炭鉱会社	②Düsseldorf, Jg. 1852, SS.165-174.	533,333 Thir.(4)	—	あり(12,13)	損(15)	—	—
18 1852.11.10	フェニックス鉱山製鉄所経営者名会社	②Aachen, Jg. 1852, SS.417-424.	1,500,000 Thir.(5)	—	なし	損(39)	—	⑥1856.11.22, S.1496.
19 1853.04.04	アリアンツ鉱山製鉄所経営者名会社	②Köln, Jg. 1853, SS.141-145.	533,333 Thir.(増資)	—	なし	—	—	—

定款認可日	会社名	出典	資本金額	資本利息	Bilanz 規定	利益計算	GoB 規定	決算報告の右欄
20 1853.03.16	コンゴルデア・エシュハイライ - 鉱山製鉄所経営会社	②Aachen, Jg. 1853, SS.143-154.	1,000,000 Thlr. (5)	-	あり (34)	損 (38)	-	
21 1853.06.13	ライン鉱山・銅精練会社	②Köln, Jg. 1853, SS.207-221.	1,000,000 Thlr. (6)	-	あり (15)	財 (15)	-	
22 1853.07.06	パウルリン樹炭会社	③Pörsdam und Berlin, zum Nr. 32, Jg. 1853, SS.1-12.	100,000 Thlr. (3)	-	あり (11,31,36)	財 (36)	-	
23 1853.08.09	鉱山会社「合同ヴェストフアリア」	④Arnsberg, zum Nr. 37, Jg. 1853, SS.323-346.	500,000 Thlr. (3)	-	あり (17,22.)	財 (22)	-	
24 1853.09.06	ミュルハイム・フリードリヒ・ ヴィルヘルム製鉄鉱山	②Düsseldorf, Jg. 1853, SS.569-177.	512,000 Thlr. (4)	-	あり (17)	財 (17)	-	
25 1853.11.07	ボン鉱山・製練会社	②Köln, Jg. 1853, SS.415-429.	1,000,000 Thlr. (5)	-	あり (36)	財 (37)	-	⑥1869.5.14, S.15.
26 1853.11.28	シュレーヴェン・エーレン 製練会社	①1853, SS.817-832	5,000,000 Thlr. (6)	-	あり (15)	財 (15)	-	⑥1863.5.5, S.1403-04.
27 1853.12.05	マッセン石炭鉱山会社	④Arnsberg, zum Nr. 52, Jg. 1853, SS.513-532.	120,000 Thlr. (6)	-	あり (16,38)	財 (16)	-	
28 1854.03.06	エシュハイライ-鉱山製練会社	②Aachen Jg. 1854, SS.91-100.	1,500,000 Thlr. (6)	-	-	-	-	
29 1854.04.03	シュートルベルク・ヴェストフ レーレン鉱山・銅・亜鉛製 練株式会社	①1854, SS.173-192	4,000,000 Thlr. (6)	-	あり (14,15)	財 (14)	-	
30 1854.06.23	ボーフム鉱山製練製造会社	②Arnsberg, Jg. 1854, SS.337-351.	1,000,000 Thlr. (6)	-	あり (16,38)	財 (16)	-	⑥1862.10.2, S.2821.
31 1854.08.04	マルク=ヴェストフアレーン 山会社	②Arnsberg, Jg. 1854, SS.421-437.	600,000 Thlr. (6)	-	あり (16,38)	財 (16)	-	⑥1863.10.6, S.3072-73.
32 1855.03.26	ケーニヒスフルド製練製品上場 会社	③Breslau, zum Nr. 20, Jg. 1855, SS.149-154.	120,000 Thlr. (3)	-	あり (10)	損 (10)	あり (9)	
33 1855.08.13	フェニックス鉱山・製鉄株式会社	①1855, SS.583-597	6,000,000 Thlr. (5)	-	あり (29,38)	損 (39)	-	
34 1855.09.12	シュートルベルク・ヴェストフ アレーレン鉱山・銅・亜鉛製 練株式会社	④Arnsberg, zum Nr. 41, Jg. 1855, SS.417-420.	4,000,000 Thlr. (1)	-	-	-	-	
35 1855.10.22	ミネルバ・シエローゼン製 練・木材・鉱山株式会社	①1855, SS.647-662	5,000,000 Thlr. (5)	-	あり (14,39)	財 (14)	-	⑥1857, S.850,858,860
36 1855.11.01	エシュハイライ-鉱山・製鉄株式 会社	①1855, SS.668-682	1,500,000 Thlr. (6)	5% (14,15) : 利益時	あり (13,14,35)	財 (13,14)	-	
37 1855.12.31	マッセン=チューリッゲン樹炭 開業株式会社	①1856, SS.16-32	2,000,000 Thlr. (3)	5% (34)	あり (39)	損 (39)	あり (39)	⑥1857, S.1247-48, S.1256-57.

定款認可日	会社名	出典	資本金額	資本利息	Bilanz 規定	利益計算	CoB 規定	決算報告の有無
38 1856.02.04	新エッセン鉱山会社	②Düsseldorf, Jg. 1856, SS. 89-96.	500,000 Thlr. (3)	-	あり (19)	不明	-	-
39 1856.03.10	ベルク鉱山・精練連合	①1856, SS.153-168	1,000,000 Thlr. (5)	-	あり (14,32)	財 (14)	-	⑥1862.12.1, S.3430.
40 1856.03.19	タルブレッツ鉱山・製鉄所建営株式会社	①1856, SS.185-200	600,000 Thlr. (5)	-	あり (33,35)	財 (35)	-	⑦1857.6.4, S.2-3.
41 1856.03.19	ミュルハイム・プリードリッヒニゲルヘルム製練鉱山会社	②Düsseldorf, Jg. 1856, SS.234-237.	-	-	-	-	-	-
42 1856.03.26	ドルトムント鉱山製練会社	②Arnsberg, Jg. 1856, SS.191-209.	1,000,000 Thlr. (6)	-	あり (16,38)	財 (16)	-	⑥1856.10.3, S.1122.
1856.03.29	プロイセン株式規則	-	-	-	-	-	-	-
43 1856.05.05	オランダ鉱山会社	②Arnsberg, Jg. 1856, SS.223-234.	500,000 Thlr. (3)	-	あり (19)	不明	-	-
44 1856.05.07	トレモニア鉱山株式会社	④Arnsberg, zum Nr. 23, Jg. 1856, SS.273-288.	800,000 Thlr. (3)	-	あり (12,28)	財 (12)	-	-
45 1856.05.12	新デュイスブルク鉱山株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1856, SS.361-369.	500,000 Thlr. (3)	-	あり (17,18)	不明	-	-
46 1856.05.17	フルカーン製練鉱山株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1856, SS.377-385.	1,500,000 Thlr. (4)	4% (18)	あり (13)	不明	-	⑥1869.6.3, S.10.
47 1856.05.21	ヘルデ鉱山製練会社	④Arnsberg, zum Nr. 25, Jg. 1856, SS.373-380.	4,000,000 Thlr. (6)	-	あり (38)	-	-	-
48 1856.06.09	マグデブルグ鉱山株式会社	②Magdeburg, Nr. 28, Jg. 1856, SS.393-408.	500,000 Thlr. (4)	-	あり (13,35)	財 (13)	-	⑥1856.10.7, S.1152.
49 1856.06.11	ライン鉱山製練株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1856, SS.545-554.	1,500,000 Thlr. (3)	4% (6) 建設利息	あり (19)	不明	-	-
50 1856.06.16	ルーオルト鉱山株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1856, SS.573-583.	600,000 Thlr. (3)	-	あり (17,18)	不明	-	-
51 1856.08.09	ジューク・ライン鉱山・精練株式連合	①1856, SS.733-752	1,000,000 Thlr. (5)	-	あり (34,37)	財 (38)	-	⑥1862.10.3, S.2831.
52 1856.09.07	ケルン・ミュース鉱山・製鉄所株式連合	①1856, SS.837-856	1,500,000 Thlr. (5)	-	あり (32,35)	財 (38)	-	⑥1862.10.7, S.2868.
53 1856.10.13	グリュック＝アオフ鉱山会社	②Düsseldorf, Jg. 1856, SS.813-823.	605,000 Thlr. (3)	-	あり (17,18)	不明	-	⑥1856.10.13, S.1196-97.
54 1856.10.13	プロイヒ鉱山株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1856, SS.825-835.	700,000 Thlr. (5)	-	あり (36,37)	不明	-	-
55 1856.12.16	ハルベン鉱山株式会社	①1857, SS.17-32	1,100,000 Thlr. (6)	- (12)	あり (2023,33)	財 (33,9)	-	⑥1862.10.11, S.2920.

定款認可日	会社名	典 出	資本金額	資本利息	Bilanz 規定	利益計算	GoB 規定	決算報告の有無
56 1856.12.22	ドイツ・オランダ製錬鉱山株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1857, SS. 49-61.	1,000,000 Thir. (6)	—	あり (25,26)	財 (38)	—	⑥1868.11.2, S.9.
57 1856.12.29	新スコットランド鉱山・製鉄所株式会社	①1857, SS. 41-55	2,000,000 Thir. (5)	5% (33) ; 2年間	あり (29,32)	財 (32)	—	⑥1863.11.27, S.3618-19, S.3623.
58 1857.02.09	アムレンベルク鉱山製錬株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1857, SS. 169-180.	1,000,000 Thir. (4)	—	あり (14)	財 (14)	—	④1862.5.12, S.1302.
59 1857.02.16	メアディオライン鉱山株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1857, SS. 206-218.	500,000 Thir. (3)	—	あり (17,18)	財 (18)	—	—
60 1857.02.21	パウリーニング製錬株式会社	①Arnsberg, zum Nr. 9, Jg. 1857, SS. 157-180.	800,000 Thir. (5)	5% (15) ; 建設利息	あり (15)	財 (15)	—	—
61 1857.03.16	ハーゲン製錬会社	②Aachen, Jg. 1857, SS. 279-291.	3,000,000 Thir. (6)	—	あり (16)	財 (16)	—	—
62 1857.04.08	カロリーネ鉱山株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1857, SS. 355-364.	450,000 Thir. (4)	—	あり (13)	財 (13)	—	⑥1862.5.6, S.1235.
63 1857.04.20	中部ルール鉱山株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1857, SS. 373-381.	220,000 Thir. (5)	—	あり (30,31)	財 (30)	—	—
64 1857.04.27	ボルシア鉱山株式会社	①Arnsberg, zum Nr. 22, Jg. 1857, SS. 333-350.	600,000 Thir. (4)	5% (7) ; 建設利息	あり (26,27)	財 (27)	—	—
65 1857.05.11	ブルトン鉱山会社	②Düsseldorf, Jg. 1857, SS. 447-458.	800,000 Thir. (4)	—	あり (14,33)	財 (14)	—	—
66 1857.05.13	ブリエヒャー鉄工所株式会社	④Arnsberg, zum Nr. 25, Jg. 1857, SS. 393-410.	1,000,000 Thir. (5)	—	あり (14,36)	財 (14)	あり (14)	—
67 1857.05.25	シュテイルム鉄工業株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1857, SS. 499-509.	500,000 Thir. (4)	—	あり (20,21)	財 (22)	—	⑥1862.12.1, S.2325.
68 1857.06.04	鉱山会社 合同ヴェストファリア	④Arnsberg, zum Nr. 24, Jg. 1857, SS. 369-372.	500,000 Thir. (1) (増資)	4% (4) ; 建設利息	—	—	—	—
69 1857.06.19	マルク鉱山株式会社	④Arnsberg, zum Nr. 29, Jg. 1857, SS. 487-506.	300,000 Thir. (6)	—	あり (20,23,33)	財 (33)	—	—
70 1857.07.20	ヴェルシュン＝バイセイフェルンス製炭株式会社	①1857, SS. 637-651	500,000 Thir. (5)	4% (5) ; 第2年度まで	あり (17,26)	財 (27)	あり (25)	⑥1869.6.12, S.10.
71 1857.07.20	ホルタ・ヴェストファリアカ鉱山・製鉄所経営株式会社	①1857, SS. 669-684	1,000,000 Thir. (4)	—	あり (24,35)	財 (35)	—	—
72 1857.07.22	ザツトン・ライン鉱山株式会社	①1857, SS. 603-620	640,000 Thir. (5)	—	あり (35,37,38)	財 (38)	—	⑥1862.10.20, S.3010.
73 1857.08.10	アブラベック鉱山株式会社	④Arnsberg, zum Nr. 37, Jg. 1857, SS. 561-576.	800,000 Thir. (5)	—	あり (27,41)	財 (27)	—	⑥1862.5.5, S.1222.

定款認可日	会社名	出典	資本金額	資本利息	Bilanz 規定	利益計算	GoB 規定	決算報告の有無
74 1857.08.15	オルノントピッツ石炭製鉄株式会社	①1857, SS.735-752	1,300,000 Thlr.(6)	5%(11); 1859年 末まで	あり(42.43)	財(43)	-	⑥1862.6.27, S.1845.
75 1857.10.26	コンコルデア鉱山会社	②Düsseldorf, Jg. 1857, SS.737-789.	550,000 Thlr. 増資	-	あり(5)	-	-	-
76 1857.11.28	ツォーレン石炭鉱山株式会社	①1857, SS.809-826	1,400,000 Thlr.(2)	-	あり(22.36)	財(36)	-	-
77 1858.01.04	ハーデン亜鉛会社	②Aachen, Jg. 1858, SS.6-16.	3,000,000 Frs.(6)	-	あり(16)	財(16)	-	-
78 1858.03.08	アーヘン金属会社	②Köln, Jg. 1858, SS.97-99.	1,200,000 Thlr.(5)	-	-	-	-	-
79 1858.03.22	ゲーリッツ＝フアールノーブ炭鉄株式会社	①1858, SS.109-127	400,000 Thlr.(5)	5%(10); 1858年 末まで	あり(23.37.39)	財(38)	-	-
80 1858.03.22	ヴァルヘルミネー、ヴィクトリア鉱山株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1858, SS.245-254.	765,000 Thlr.(5)	-	あり(17.27)	財(27)	-	⑥1862.5.12, S.1403.
81 1858.04.06	ヘンネベルギア鉱山・製鉄所経営株式会社	①1858, SS.169-188	750,000 Thlr.(4)	5%(7); 翌年後1 年	あり(17)	財(38)	-	-
82 1858.04.06	ブラウスク鉱山会社	③Liegnitz, zum Nr. 20, Jg. 1858, SS.1-20.	400,000 Thlr.(5)	-	あり(14.29.41)	財(14)	-	-
83 1858.04.06	プリンツ・レオポルト製練・バドルト建機株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1858, SS.277-289.	350,000 Thlr.(4)	-	あり(33.34.35)	財(36)	-	-
84 1858.05.31	ニコライ鉱山製鉄所経営株式会社	①1858, SS.297-315	1,500,000 Thlr.(5)	5%(35); 認可後2 年間	あり(31.34)	財(34)	-	-
85 1858.05.31	ブルム＝レフワイア石炭鉱山連合会社	②Aachen, Jg. 1858, SS.259-261.	-	-	あり(16)	財(16)	-	-
86 1858.05.31	レオポルト製練株式会社	④Arnsberg, zum Nr. 27, Jg. 1858, SS.363-382.	380,000 Thlr.(6)	-	あり(21.24.34)	財(35)	-	⑥1862.5.13, S.1314.
87 1858.07.05	ゲルリア鉱山株式会社	①1858, SS.413-428	500,000 Thlr.(5)	-	あり(22)	財(25)	-	-
88 1859.04.26	シュテイルム鉄工業株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1859, SS.281-282.	-	-	あり(21.22)	財(22)	-	-
89 1859.04.26	新エッセン鉱山会社	②Düsseldorf, Jg. 1859, SS.283-285.	250,000 Thlr.(2) (増資)	5%(4); 建設利息	なし	-	-	-
90 1859.05.09	フォルモント石炭鉱山株式会社	①1859, SS.293-308	1,000,000 Thlr.(6)	5%(6); 2年間	あり(22)	財(25)	-	⑥1862.9.8, S.2575.
91 1859.10.27	ヴァイヒゼル＝タル鉱山会社	②Bromberg, Jg. 1859, SS.299-311.	400,000 Thlr.(4)	-	あり(12.33)	財(12)	-	-

定款認可日	会社名	出典	資本金額	資本利息	Bilanz 規定	利益計算	CoB 規定	決算報告の有無
92 1860.01.16	デュニスアルカ・フルカークン製錬鉱山株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1860, SS. 77-83.	—	—	—	—	—	⑥1869.6.3, S.10.
93 1860.01.16	アルトン鉱山会社	②Düsseldorf, Jg. 1860, SS. 86-88.	250,000 Thir. 増資	—	—	—	—	—
94 1860.10.19	レンネロール鉱山製錬株式会社	②Arnsberg, Jg. 1860, SS. 287-301.	500,000 Thir.(6)	—	あり(37)	財(38)	—	⑥1862.11.24, S.3354.
95 1860.11.18	フニックス鉱山・製錬株式会社	①1860, SS.605-632	3,600,000 Thir.(5)	—	あり(36)	財(36)	—	—
96 1861.02.11	シュエトルベルグ鉱山製錬株式会社	①1861, SS.123-142	475,000 Thir.(5)	—	あり(20,21,35)	財(36)	あり(35)	—
97 1861.03.18	メツヒェルニヒ鉱山株式会社	②Aachen, Jg. 1861, SS.93-105.	3,200,000 Thir.(4)	—	あり(32,35)	財(35)	—	—
98 1861.03.26	アルム＝レフイーア石炭鉱山連合会社	②Aachen, Jg. 1861, SS.121-127.	2,700,000 Thir.(2)	—	—	—	—	—
99 1861.05.22	ケルン・ライン鉱山・銅製錬株式会社	②Köln, Jg. 1861, SS.196-198.	500,000 Thir. 増資	—	なし	—	—	—
100 1861.06.22	ヘルツヴェーク鉱山会社	④Arnsberg, zum Nr. 28, Jg. 1861, SS.227-234.	1,000,000 Thir.(3)	—	あり(19)	財(21)	—	⑥1862.5.24, S.1442.
1862.03.01 1861年普通ドイツ商法典1862.3.1がプロイセンでの発効日								
101 1863.02.16	フエニックス鉱山・製錬株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1863, SS.94-95.	—	—	—	—	—	—
102 1863.11.30	アーヘン＝ヘンゲン鉱山株式会社	②Aachen, Jg. 1863, SS.289-296.	2,000,000 Thir.(5)	—	あり(32,33)	財(34)	—	⑥1869.6.24, S.10.
103 1864.02.08	マツセン石炭鉱山会社	②Arnsberg, Jg. 1864, SS.69-72.	300,000 Thir. 増資	—	なし	—	—	—
104 1864.03.21	シャルロットン製錬株式会社	②Arnsberg, Jg. 1864, SS. 107-111.	125,000 Thir.(2)	—	あり(18)	財(18)	—	—
105 1864.09.26	ボーフム鉱山会社	②Arnsberg, Jg. 1864, SS. 215-226.	900,000 Thir.(5)	—	あり(12,15)	財(12)	—	⑥1869.6.14, S.10; ⑥1869.6.15, S.6.
106 1864.12.28	アーヘン製鉄株式会社連合	⑤Anhang, SS.156-178	425,000 Thir.(1)	—	あり(23,32,36)	財(37)	—	—
107 1865.09.05	ヘルベーク鉱山株式会社	②Arnsberg, Jg. 1865, SS. 363-369.	200,000 Thir. 増資	—	—	—	—	—
108 1866.03.12	プロイセン鉱山製錬株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1866, SS.130-137.	800,000 Thir.(5)	—	あり(12)	財(13)	あり(12)	—
109 1867.03.09	ジーゲン・ローラント製錬株式会社	④Arnsberg, zum Nr. 20, Jg. 1867, SS.233-239.	150,000 Thir.(2)	—	あり(19)	財(19)	—	—

定款認可日	会社名	出典	資本金額	資本利息	Bilanz 規定	利益計算	GoB 規定	決算報告の有無
110 1869.04.12	ヘンリッヒと製絲経営・鉱山製練株式会社	②Arnsberg, Jg. 1869, SS. 115-123.	2,250,000 Thir. (5)	—	あり (12.15)	財 (12)	—	—
111 1869.06.26	ハノーファー—鉱山株式会社	②Arnsberg, Jg. 1869, SS. 199-206.	800,000 Thir. (4)	—	あり (56.57)	財 (57)	—	—
112 1869.12.04	アルスター—アーン鉱山株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1869, SS. 423-430.	560,000 Thir. (4)	—	あり (12)	財 (12)	—	—
113 1870.06.17	ヴィルヘルム製練・機械製造株式会社	③Liegnitz, zu Nr. 26, Jg. 1870, SS. 1-8.	750,000 Thir. (5)	—	あり (32)	財 (33)	—	—
114 1870.06.18	シエントペルクルク・ヴェズトフ・鉱山・鉛・亜鉛製造株式会社	②Aachen, Jg. 1870, SS. 145-152.	7,358,600 Thir. (6)	5% (13) : 優先株式のみ	あり (12)	財 (12)	—	—

記号の説明：

：「財」及び「損」：「利益計算」欄の「財」とはいわゆる「財産法」の利益計算を、「損」とはいわゆる「損益法」の利益計算を規定していることを示している。
：各欄の括弧内の数字は当該株式会社定款ないし当該資料（法令集、官報、新聞等）の条文ないし頁数を示している。
略号として次のものを使っている。

- ①：Preußische Gesetzesammlung. (東京経済大学付属図書館、同志社大学商学部所蔵)
- ②：Amtsblatt der Regierung zu. (ベルリン) 国立図書館及び Nordrhein-Westfälisches Hauptstaatsarchiv Düsseldorf, Geheimes Staatsarchiv Preussischer Kulturbesitz 所蔵)
- ③：Beilage zum Amtsblatt der Regierung zu. (同上)
- ④：Extra-Beiblatt zum Amtsblatt der Regierung zu. (同上)
- ⑤：Weinbagen, N., Das Recht der Aktien—Gesellschaften, Köln 1866.
- ⑥：Berliner Börsen-Zeitung. (ベルリン) 国立図書館及び Herzog-August-Bibliothek Wolfenbüttel 所蔵)
- ⑦：Berliner Börsen—Courier. (同上)